

太田市事務分掌条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第42号

太田市事務分掌条例施行規則の一部を改正する規則

太田市事務分掌条例施行規則（平成19年太田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務部の部収納課の項中「特別滞納整理係 債権管理係」を「特別滞納整理係」に改める。

第2条の表市民生活部の部市民課の項を次のように改める。

市民課	管理証明係 住民記録係 マイナンバーカード係 戸籍係 東サービスセンター 西サービスセンター 藪塚本町サービス係
-----	--

第2条の表文化スポーツ部の部西複合施設の項中「西複合施設」を「エアリスベース」に改め、同部スポーツ施設管理課の項を次のように改める。

スポーツ施設管理課	管理係 東地区スポーツ施設係 西地区スポーツ施設係
-----------	---------------------------

第2条の表福祉こども部の部長寿あんしん課の項中「老人福祉センター藪塚いこいの湯」を「老人福祉センター藪塚いこいの湯 養護老人ホーム」に改め、同部こども課の項中「児童給付係」を「こども政策係」に改め、同表都市政策部の部市街地整備課の項中「工務係」を「工務係 清算係」に改める。

第3条第2項の表市民生活部の部市民課の項事務分掌の欄第20号中「マイナンバー」を「個人番号」に改め、同表文化スポーツ部の部西複合施設の項を次のように改める。

エアリスベ ース	(1) エアリスベース及び新田図書館の管理運営に関する事 (2) 図書館協議会に関する事。
-------------	--

第3条第2項の表産業環境部の部脱炭素推進室の項事務分掌の欄を次のように改める。

(1) 脱炭素の推進に関する事（全て他の課の主管に属することを除く。） (2) 再生可能エネルギーの推進に関する事。 (3) 省エネルギーの推進に関する事。 (4) エネルギーの地産地消に関する事。
--

第3条第2項の表都市政策部の部建築指導課の項事務分掌の欄中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づくみなし許可事務及び宅地保全の指導に関する事。

第3条第2項の表都市政策部の部市街地整備課の項を次のように改める。

市街地整備課	(1) 土地区画整理事業に係る調査及び施行計画に関する事。 (2) 土地区画整理事業に係る換地、移転補償、工事及び保留地に関する事。 (3) 清算金徴収交付基準の策定、徴収及び交付に関する事。 (4) 土地区画整理事業に伴う町名地番の整理及び登記に関する事。 (5) 土地区画整理事業に関する諸証明の発行及び建築行為等の制限に関する事。 (6) 土地区画整理審議会及び評価員に関する事。 (7) 土地区画整理組合の指導及び援助に関する事。 (8) 土地区画整理事業に係る換地計画及び換地処分に関する事。
--------	--

第3条第2項の表都市政策部の部道路整備課の項事務分掌の欄に次の1号を加える。

- (10) 雨水浸透阻害行為の許可等の事務に関する事。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。